

# 所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 利用の手引き

令和8年3月改訂

所 沢 市

所沢市 企画総務課 男女共同参画室

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9150

E-mail [a9150@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9150@city.tokorozawa.lg.jp)

---

---

## 目次

はじめに	1
所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは	1
届出をすることができる方	2
子ども等に関する届出（ファミリーシップの届出）について	2
届出に必要なもの	3
届出から受理証明書交付までの流れ	4
届出書の記入例	5
交付書類	6
届出後の手続（変更・再交付・返還）	7
届出が無効となる時	8
自治体間の連携	9
利用できる所沢市のサービス	12
制度に関する Q&A	14

---

---

## はじめに

所沢市では、第6次総合計画の中で、「人権を尊重した社会づくり」を基本方針の一つに掲げており、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、多様性を認め合う地域社会の実現を目指しています。

そうした中、性的少数者※も人生のパートナーや家族との関係を尊重され、自分らしく生きられるよう支援するための取組みの一つとして、令和4年1月から「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始します。

### ※性的少数者

性自認が戸籍上の性別と異なる方や性的指向が異性のみではない人をいいます。

## 所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

一方または双方が性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、その方も含めた関係性を届け出ることができます。

「届出受理証明書」や、「届出受理証明カード」で、行政や民間のサービス、社会的配慮を受けやすくするものです。

この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、制度開始後も他自治体や事業者等と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、より効果が高まるよう努めていきます。

## 届出をすることができる方

届出をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

### 1 成人に達していること

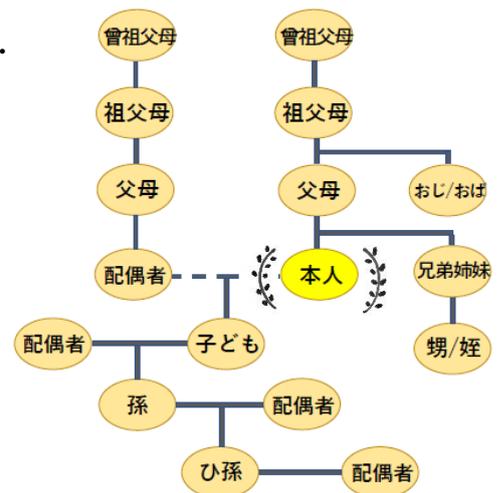
- ・満18歳以上の方。

### 2 所沢市に住所があること

または3か月以内に所沢市に転入を予定していること

### 3 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと

- ・右図の関係の方（直系血族、三親等内の傍系血族・直系姻族の関係）は制度を利用できません。  
ただし、届出者同士が養子縁組によって近親者となった場合を除きます。



### 4 配偶者がいないこと

- ・配偶者がいない場合でも、事実上、婚姻関係と同様の状態にある（事実婚の方）は制度を利用できません。

### 5 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

## 子ども等に関する届出（ファミリーシップの届出）について

- ・パートナーシップの届出をした方は、生計を同じくしている子どもや親等を家族として届け出ることができます。

## 届出に必要なもの

届出を行う際は次の3種類の書類が必要です。お二人分のご用意をお願いします。

1	<b>住民票の写し又は住民票記載事項証明書</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・届出日以前3か月以内に発行されたものに限ります。</li><li>・一人1通の提出をお願いします。(同一世帯であれば1通で可)</li><li>・ファミリーシップの届出を希望の方は、ファミリーシップ対象者の氏名も記載されたものをご用意ください。届出者との続柄と居住地の確認を行います。</li><li>・転入予定の方は1の書類は不要ですが、転入後に速やかに提出してください。</li></ul>
2	<b>婚姻をしていないことが確認できる書類</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または独身証明書</li><li>・届出日以前3か月以内に発行されたものに限ります。</li><li>・一人1通の提出をお願いします。(お二人が養子縁組して同一戸籍であれば1通で可)</li><li>・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。</li></ul>
3	<b>顔写真付きの本人確認書類</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券、官公署が発行した免許・許可・資格証明書などで顔写真が付いているもの。</li><li>・有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。</li></ul>

次の書類については、該当する方のみご用意ください。

1	(通称名で届出する場合) <b>通称名を使用していることが確認できるもの</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・通称名で届いた郵便物(住所が記載されているもの)、健康保険証、顔写真付きの社員証など、通称名を日常的に使用していることが確認できるもの。</li></ul>
2	(同居していない子や親等をファミリーシップ対象者として届出する場合) <b>生計を同じくしていることが確認できるもの</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・届出をする子や親等と生計を同じくしていることが確認できるもの。 詳細はお問合せください。</li></ul>

---

---

## 届出から受理証明書交付までの流れ

### 【1】届出を希望する日の一週間前までに届出日時を予約

〈連絡先〉	所沢市企画総務課 男女共同参画室 TEL：04-2998-9150（平日 8:30～17:15） E-mail: <a href="mailto:a9150@city.tokorozawa.lg.jp">a9150@city.tokorozawa.lg.jp</a>
〈予約方法〉	電話、メールまたは HP の予約フォーム
〈お伝えいただく内容〉	二人のお名前/連絡先/届出希望日時/届出内容 (パートナーシップか、ファミリーシップか)

- ※ 届出内容や必要書類等の確認、予約日時の確定を行います。
- ※ メール等の場合も、担当者から折り返しご連絡させていただきます。
- ※ 土日の届出をご希望の方は、ご相談ください。

### 【2】パートナーシップ・ファミリーシップの届出

- ・予約した日時に、届出をするお二人揃ってお越しください。
- ・届出には必要書類等（P.3 参照）を忘れずにご持参ください
- ・「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）」を記入・提出いただきます。当日記入・事前記入どちらも可。（P.5 参照）
- ※ 届出当日にお越しいただく場所は、【1】で担当から折り返し連絡をする際にお知らせします。
- ※ 届出はプライバシー保護のため、個室で対応いたします。

### 【3】届出書類の審査・受理証明書等の交付

- ・提出書類を基に、要件が満たされているか確認します。
- ・書類に不備がない場合、届出日から概ね1週間以内に「受理証明書」「受理証明カード」を交付します。
- ※ 受理証明書等は企画総務課の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります。窓口でのお渡しをご希望の方には、お渡しできる準備が整いましたら担当からご連絡いたします。

## 届出書の記入例

様式第1号

所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

2024年 1月14日

(宛先) 所沢市長

私たちは、所沢市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を行います。

通称名の使用を希望する場合は記入

※受理証明書には氏名と通称名が、受理証明カードには通称名が記載されます。

届出をしようとする者

氏名 (通称名)	所沢 太郎 ( )	氏名 (通称名)	並木 次郎 ( 並木 花子 )
生年月日	1989年 1月 9日	生年月日	1990年 3月 4日
住所	所沢市並木一丁目○番地の○	住所	所沢市並木一丁目△番地の△
電話番号	090-0000-0000	電話番号	080-△△△△-△△△△

ファミリーシップ対象者

氏名	所沢 太一	氏名	
生年月日	2018年 5月 5日	生年月日	年 月 日

備考 通称名は、使用を希望する方のみ記入してください。

ファミリーシップ(子どもや親)の届出をする場合はご記入ください。

添付書類

- 1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 2 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類(届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 3 ファミリーシップの届出をしようとするときは、パートナーシップの届出をしようとする者の一方のファミリーシップ対象者であり、生計を一にしていることが確認できる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

## 交付書類

届出後、概ね1週間以内に以下の書類を交付します。

- ・「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」(二人で1枚)
- ・「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」(二人で各1枚)

### 「受理証明書」見本

様式第2号

所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 ○ 号

2024年 1月20日

所沢市長 小野塚 勝俊



所沢市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

届出者

氏名 (通称名)	所沢 太郎 ( )	氏名 (通称名)	並木 次郎 ( 並木 花子 )
生年月日	1989年 1月 9日	生年月日	1990年 3月 4日

ファミリーシップ対象者

氏名	所沢 太一	氏名	
生年月日	2018年 5月 5日	生年月日	年 月 日

届出日 2024年 1月 14日



## 届出後の手続

※1の届出内容の変更手続以外は郵送による手続も可能です。

### 1 届出内容に変更があったとき

届出内容に変更があった場合は「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第5号）」を提出してください。提出後、新しい受理証を交付します。変更する内容に応じて、P.3に掲げる書類が必要になります。詳しくはお問合せください。

#### 変更の例

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ対象者の氏名を変更・追加・削除するとき
- ・届出した住所から転居したとき

### 2 再交付を希望するとき

届出受理証明書や届出受理証明カードの再交付を希望する場合は、「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証等再交付申請書（様式第4号）」の提出により、再交付を受けることができます。

#### 再交付の例

- ・破損
  - ・紛失
- ※紛失再交付の場合以外には、再交付時に元の交付物を返還してください。

### 3 受理証明書等を返還するとき

次の場合は、「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第6号）」を提出し、届出受理証明書と届出受理証明カードをご返還ください。

#### 返還を要する場合

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・届出者の一方又は双方が転出したとき
- ・届出者の一方が死亡したとき
- ・届出者の一方又は双方が届出の取り下げを希望するとき
- ・届出の要件を満たさなくなったとき

## 届出が無効となるとき

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を無効とします。無効となった受理証明書等は市にご返還ください。なお、無効となった受理証明書の交付番号は、公表する場合があります。

#### 無効となる場合

- ・届出者の一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- ・届出書等の内容に虚偽があったとき
- ・届出要件を満たさないとき
- ・（転入予定として届出をした後）市内への転入を証明する書類を提出しないとき

## 自治体間の連携

令和5年2月に埼玉県西部地域まちづくり協議会を構成する所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市で本制度に係る連携協定を締結し、さらに、令和6年4月には、埼玉県内62自治体と連携協定を締結しました。これにより、協定する自治体間であれば、転入・転出後も、各自治体が定める簡易な手続でパートナーシップ制度を継続して利用することができます。

※協定した市町村については、所沢市のホームページをご覧ください。

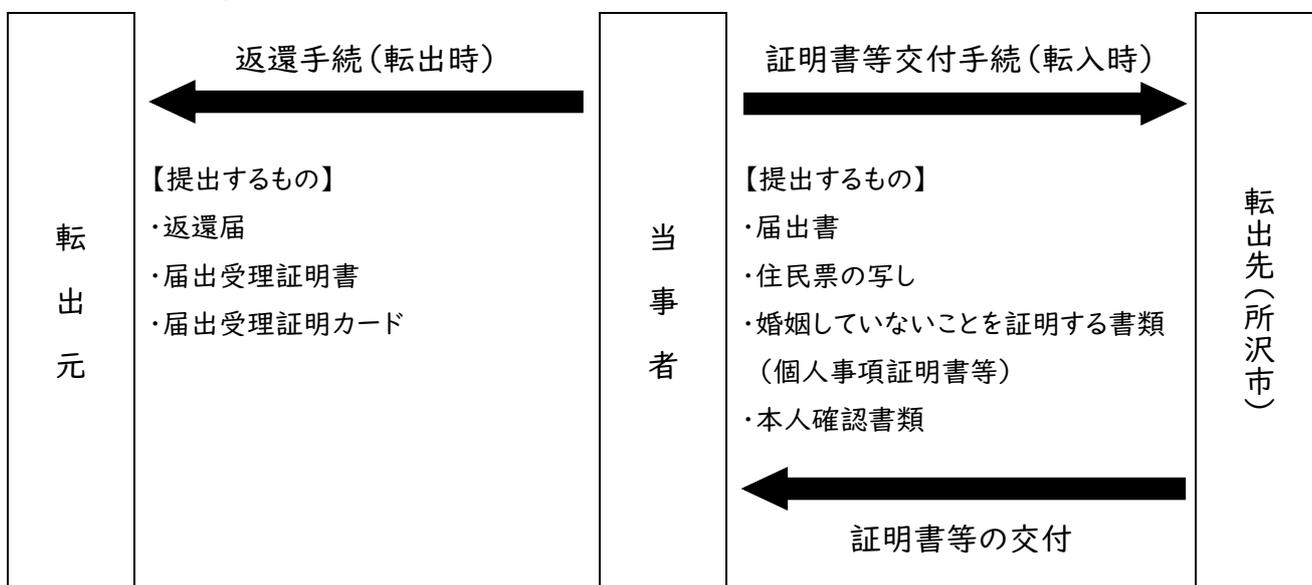
所沢市 パートナーシップ

検索

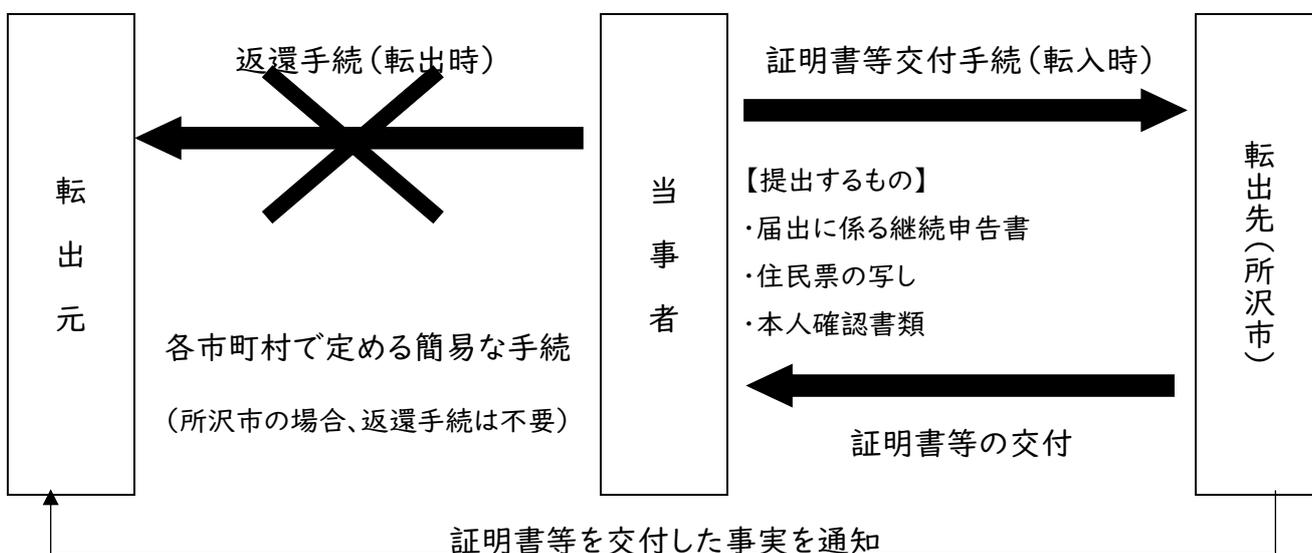
(注) パートナーシップ制度は各自治体が独自に定めるもので、自治体間連携によって、制度の要件や手続が統一されるものではありません。転入・転出の際には、必ず事前に当該自治体の制度内容をご確認ください。

## 協定による負担軽減のイメージ

### これまでの手続



### 協定を締結した市町村間での手続



## 所沢市で届出した方が、協定した自治体に転出する場合

- ・ 所沢市に届出受理証明書等を返還する必要はありません。
- ・ 転出先自治体で、新たな届出受理証明書等を受け取ってください。

## 協定した自治体で届出（宣誓）した方が、所沢市に転入する場合

### 【1】届出を希望する日の一週間前までに届出日時を予約

〈連絡先〉 所沢市企画総務課 男女共同参画室  
TEL：04-2998-9150（平日 8:30～17:15）  
E-mail: [a9150@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9150@city.tokorozawa.lg.jp)

〈予約方法〉 電話、メールまたは HP の予約フォーム

〈お伝えいただく内容〉

二人のお名前/連絡先/届出希望日時/届出内容  
(パートナーシップか、ファミリーシップか)

※連携自治体からの転入であることも予約時に申出ください。

- ※ 届出内容や必要書類等の確認、予約日時の確定を行います。
- ※ メール等の場合も、担当者から折り返しご連絡させていただきます。
- ※ 土日の届出をご希望の方は、ご相談ください。

### 【2】パートナーシップ・ファミリーシップの届出

- ・ 予約した日時に、届出をするお二人揃ってお越しください。
- ・ 届出には必要書類等（P.3 参照）を忘れずにご持参ください
- ・ 「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に係る継続申告書（様式第1号の2）」を記入・提出いただきます。  
当日記入・事前記入どちらも可。（P.11 参照）
- ※ 届出当日にお越しいただく場所は、【1】で担当から折り返し連絡をする際にお知らせします。
- ※ 届出はプライバシー保護のため、個室で対応いたします。



年 月 日

(宛先) 所沢市長

所沢市パートナーシップ・ファミリーシ  
この手続について、所沢市に転入する前の

通称名の使用を希望する場合は記入  
※受理証明書には氏名と通称名が、受理証明カードには  
通称名が記載されます。

氏名 (通称名)	所沢 太郎 ( )	氏名 (通称名)	並木 次郎 ( 並木 花子 )
生年月日	1989年 1月 9日	生年月日	1990年 3月 4日
住所	所沢市並木一丁目〇番地の〇	住所	所沢市並木一丁目△番地の△
電話番号	090-0000-0000	電話番号	080-△△△△-△△△△

申告に当たり、次に掲げる事項を確認しました。



氏名 所沢 太郎

氏名 並木 次郎

要 綱	確認事項 (該当する項目は、□に✓を記入してく)	継続申告の際には、裏面の同意事項を 確認していただきます。
第2条第2号 (関係性)	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを 約した一方又は双方が性的少数者である二人の関係であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
第3条第1号 (年齢要件)	民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。	<input checked="" type="checkbox"/>

### 【3】届出書類の審査・受理証明書等の交付

- ・提出書類を基に、要件が満たされているか確認します。
- ・書類に不備がない場合、届出日から概ね1週間以内に「受理証明書」「受理証明カード」を交付します。
- ※ 受理証明書等は企画総務課の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります。  
窓口でのお渡しをご希望の方には、お渡しできる準備が整いましたら担当か  
らご連絡いたします。

## 利用できる所沢市のサービス

サービス名称	内容
<p>市の指定する日に届出した場合、急須をプレゼント</p> <p>担当：農業振興課</p>	<p>市の指定する日に届出した場合、急須をプレゼントします。</p> <p>※所沢市に婚姻届を提出した方に実施しているサービスで、本制度の届出をしたカップルも対象となります。</p>
<p>税務証明（所得課税（非課税）証明書、納税証明書等）の交付</p> <p>担当：市民税課</p>	<p>証明発行窓口でパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを提示していただくことで、本人と同一生計で同居している場合に限り、親族と同様に証明書を交付します。</p>
<p>市民医療センターでの「診療記録の開示請求」</p> <p>担当：市民医療センター総務課</p>	<p>「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」に緊急時の医療提供に関する意思表示をしておく、パートナーによる対応が可能となります。</p>
<p>市営住宅の申込み</p> <p>担当：市街地整備課</p>	<p>所沢市営住宅への入居申込みが可能です。</p> <p>※入居申込資格として、市内在住又は在勤に関する要件や収入基準等、所定の要件有</p>
<p>親子を対象としたサービスの利用</p> <p>担当：各所管課</p>	<p>以下の利用が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子収穫体験（さといもの植え付け、収穫体験、茶摘み体験、いちご狩り体験等）への参加</li> <li>・こども支援センターの4歳未満の乳幼児の親子が安心して過ごすことができる交流施設の利用</li> <li>・両親学級への参加</li> </ul>
<p>スマートハウス化推進補助金(家庭用)における「三世代同居の加算措置」</p> <p>担当：まちごとエコタウン推進課</p>	<p>18歳未満を含む三世代が同居して日常生活を営んでいる場合、補助金額と上限額の10%を加算して交付する補助金において、加算対象となる三世代同居に本制度の届出をした人を加えます。(補助金の交付は予算額に達すると終了)</p>

サービス名称	内容
<p>運転免許証自主返納者に配布の「ところバスの無料乗車回数券」の利用</p> <p>担当：都市計画課</p>	<p>運転免許証自主返納者に配布している、ところバスの無料乗車回数券（同居家族も利用可）について、本制度の届出をした方（同居に限る）も家族として取り扱います。</p>
<p>消防での証明書交付</p> <p>担当：埼玉西部消防組合</p>	<p>令和6年7月1日より、(1)救急車による搬送証明書の交付 (2)り災証明書の交付 において、本制度の届出をした方を家族として取り扱います。</p>

※令和8年3月現在の内容です。

## 制度に関する Q&A

Q1	この制度と婚姻制度は、どのような違いがありますか。
A1	婚姻制度は法律に基づくものであり、相続や扶養義務等、権利義務等の法的保護が発生しますが、本制度は市が独自に実施するものであるため、法的効力は伴いません。
Q2	届出を行えるのは、同性同士のみですか。
A2	お二人の少なくとも一方が性的少数者（性自認が戸籍上の性別と異なる方及び性的指向が異性のみではない方）であれば、異性でも届出可能です。
Q3	カップル間で養子縁組していますが、届出できますか。
A3	近親者（直系血族・三親等内の傍系血族・直系血族）でなければ、届出可能です。
Q4	今後所沢市に転入する予定ですが、届出できますか。
A4	3か月以内に転入予定でしたら、届出をすることができます。ただし、転入後速やかに転入を証明する書類をご提出いただけない場合は届出が無効となりますので、ご注意ください。
Q5	同居していませんが、届出できますか。
A5	パートナーシップを結ぶお二人が市内在住であれば、同居でなくても届出可能です。
Q6	通称名で届出できますか。
A6	届出書に通称名を併記された場合、受理証明書や受理証明カードに通称名を記載いたします。なお、届出時に日常的に通称名を使用していることが確認できる書類を提示いただく必要があります。
Q7	届出に費用はかかりますか。
A7	届出は無料です。ただし、届出の際に必要な書類の交付手数料は自己負担となります。
Q8	届出は郵送で行えますか。
A8	届出時にご本人の確認を行うため、郵送での届出は受け付けておりません。やむを得ない事情がある方は、ご相談ください。

<b>Q 9</b>	<b>個室で手続をすることはできますか。</b>
A 9	個室をご用意いたします。
<b>Q 10</b>	<b>受理証明書類は、即日交付されますか。</b>
A 10	審査のため、交付まで1週間程度お時間をいただきます。受理証明書類は後日窓口にてお渡し、もしくはご希望があれば郵送でお届けします。
<b>Q 11</b>	<b>受理証明書類の受取は郵送でもできますか。</b>
A 11	郵送をご希望の方は、普通郵便により発送いたします。書留による送付も可能ですが、その場合は送料をご負担いただきます。金額については届出の際にお知らせします。
<b>Q 12</b>	<b>市外に引っ越しをする場合、カード等は引き続き使用できますか。</b>
A 12	返還届（様式第6号）の提出と併せて、受理証明書と受理証明カードを返還していただく必要があります。
<b>Q 13</b>	<b>届出受理証明書に有効期限はありますか。</b>
A 13	届出要件を満たす限りは期限なく有効です。
<b>Q 14</b>	<b>パートナーシップ・ファミリーシップの届出を取消す方法を教えてください。</b>
A 14	返還届（様式第6号）を提出し、交付された受理証明書と受理証明カードを返還してください。
<b>Q 15</b>	<b>なりすましや悪用はされませんか。</b>
A 15	届出は、届出するお二人にお越しいただき、お手続きいただきます。また、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や本人確認書類の提出いただくことにより、なりすまし等の悪用を防止します。 万が一、悪用等が判明した場合には届出を無効とするほか、届出受理証明書等の交付番号を市HP等で公開します。